

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問４（個）第５号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年３月31日付けで、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年広島県条例第33号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下単に「条例」という。）第10条第１項の規定により、実施機関に対し、次のとおり実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容）

請求人は、総務局総務課にむけて〇〇年〇月〇日付で【情報公開請求・個人情報開示請求】をしたが、「自己情報不存在通知書」にみる理由として「保存年限満了により廃棄したため」としての処分があった。この件に関して、どのような会合のもとで、どのような参加者が、どのような議題・議事進行・意思形成過程・資料・法的根拠等によって結論（自己情報不存在）としたのかの判る記録・資料等と保存期限の分る資料等

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和４年４月１３日付けで審査請求人に通知した。

（１）対象文書

自己情報開示請求（〇〇）に対する不存在決定について（伺い）

（２）不開示箇所

ア 広島県職員のメールアドレス

イ 広島県内部のネットワークシステムの URL 及びメールの保管場所

(3) 不開示理由

条例第 14 条第 7 号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 6 月 30 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) アないしウの各事項における情報公開請求・個人情報保護開示請求あるいは行政保有個人情報開示請求に対して、「作成又は取得していない」あるいは「保存年限満了により廃棄したため」とする理由としたが後に訂正とした”処分”においても、さらに「開示しない部分及びその理由」にあっても、無効であり、それらの理由においても全て正当性・妥当性・法理的適正性がないとする解釈・判断をすべきとする審査請求とする。

ア ○○年○月○日付けでの【抗議・公開質問・いわゆる「陳情」】に係り、今日まで無対応・無回答であったので、憲法の規定で保障されている知る権利を侵害し、地方自治法の規定にある住民の福祉の向上に資することもない、ゆえに請求人は理解と納得もできていない。いわば不信・疑念等を払拭できるような、誠実・責務とする回答で説明責任を果たすことを求める。

イ ○○年○月○日付けでの《異議申立と公開質問および個人情報開示請求》に対する憲法規定と行政手続条例および情報公開条例・行政保有個人情報保護条例等にそって、社会的立場をふまえての使命的役割を果

たし法的義務とする対応・回答等を求める。

ウ ○○年○月○日付けの県教育委員会宛に《反論書および行政保有個人情報開示請求》を参照にしての当該総務課・担当に関連する事項への対応・回答を求める。

(2) 審査請求の内容において、『○○年○月○日付け○○第○○号による「自己情報部分開示」決定について、処分を取り消すとの裁決を求める』としている。この決定に係り、「弁明書」において、「(1)自己情報開示請求について」として、「審査請求人が広島県個人情報保護条例に基づき…自己情報開示請求を行った。」とする解釈・判断をしているが、

ア 行政機関保有個人情報保護法の規定に基づき行政保有個人情報開示請求をしているのであって、処分庁による法的枠組とする解釈・判断にあつては、瑕疵ある行政行為であり、無効であり不適性・不適格・不適法であるとする《裁決》を求める。

イ ○○年○月○日付けの【抗議・公開質問・いわゆる「陳情」】と○○年○月○日付けの《【公開質問】と【審査請求】そして【行政保有個人情報開示請求】》、そして○○年○月○日付けの《【補正】と【審査請求】および【行政保有個人情報開示請求】そして【公開質問】》において、抗議内容を含めて【公開質問】事項に係り、同じく【行政機関個人情報保護法の規定に基づく行政保有個人情報開示請求】をしているのであって、処分庁における瑕疵ある行政行為・不作為であり不適正・不適格・不適法であるとする《裁決》を求める。

ウ 庁内メールシステムによる「自己情報の開示請求について（通知）」において、《注意点等》とする中で、「1…条例に定める不開示情報に該当しない限り、開示しなければなりません。…」として開示を原則にしているにもかかわらず、処分庁の「弁明書」において「県内部のネットワークシステム…事務又は事業の執行に支障の恐れ…条例第14条第7号の規定による…」と解釈・判断をしているが、審査請求人は、上記イに『反論』をしているように行政保有個人情報開示請求をしているのであって、個人情報を除外・管理することもせず瑕疵ある行政行為・不作為による不適格・不適正・不適法であるとする《裁決》を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分の理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

- 1 審査請求人は、条例に基づき、令和4年3月31日付けで、本件請求を行った。
- 2 ○○年○月○日付けで行った自己情報不開示（不存在）決定に係る意思決定を行った「自己情報開示請求（○○）に対する不存在決定について（伺い）」の行政文書（以下「本件対象文書」という。）については、県内部のネットワークシステムの URL 及びメールの保管場所を開示することにより、事務又は事業の執行に支障を及ぼす恐れがあるため、条例第14条第7号の規定により、自己情報部分開示決定を行った。
- 3 以上のとおりであるから、本件処分は、何ら違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求の対象となった保有個人情報とは、「審査請求人が総務局総務課にむけて○○年○月○日付で行った自己情報開示請求に関して、どのような会合のもとで、どのような参加者が、どのような議題・議事進行・意思形成過程・資料・法的根拠等によって結論（自己情報不存在）としたのかの判る記録・資料等と保存期限の分る資料等」に関する文書である。

実施機関は、本件請求に対し、条例第11条で規定されている、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定を行うための起案文書を特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、以下、本件処分における不開示部分の妥当性について検討する。

2 本件不開示部分の妥当性について

- (1) 広島県職員のメールアドレスの条例第14条第7号の不開示情報該当性

について

当審査会において見分したところ、令和４年３月９日の総務課の情報公開グループリーダーから総務グループリーダーに対するメール（以下「本件メール」という。）は、本件請求を自己情報開示請求の受付窓口から総務局総務課へ引き継いだ際に作成されたものであった。実施機関は、本件メールのうち広島県職員の個人メールアドレスのユーザ名部分が、条例第14条第7号に該当する旨を説明している。

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

別の審査請求事案における当審査会の答申において、広島県職員の個人メールアドレスは対外的には限定的にしか使用されておらず、個人メールアドレスのユーザ名部分は公になっていないとのことであった。そのような中で本件不開示部分を公にすると、個人メールアドレス宛てに様々なメールを送付することが可能となり、当該メールにウイルスが含まれていればウイルス感染の被害が生じることとなるから、広島県の情報ネットワークシステムの管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、広島県職員のメールアドレスは、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当である。

(2) 広島県内部のネットワークシステムのURLの条例第14条第7号の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、広島県内部のネットワークシステムのURLは、広島県職員のみが閲覧可能なポータルサイトのURLであった。

別の審査請求事案における当審査会の答申において、当該URLは、実施機関のシステムの情報を出力したものであるということであり、「内部システムのURL」は、本件対象文書の出力時に、同システムの構成を示す情報として表示されたものである。こうした情報は、実施機関の内部管理情報であり、

開示すると、情報ネットワークシステムに対する不正アクセスを可能にするなど、実施機関における当該システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、広島県内部のネットワークシステムのURLは、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当である。

(3) メールの保管場所の条例第14条第7号の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、メールの保管場所とは、(1)のメールの保存場所を示すパス（ディレクトリやファイルの階層構造）名であった。

こうした情報は、上記(2)と同様に、実施機関の内部管理情報であり、開示すると、実施機関が管理するシステムに対する不正アクセスを可能にするなど、実施機関における当該システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、メールの保管場所を示すパス名は、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年11月18日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 8 月28日 (令和 6 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月25日 (令和 6 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年10月28日 (令和 6 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 1 部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授